

# 看護学教育評価

## 評価報告書

受審校名 神戸女子大学看護学部看護学科

(評価実施年度) 2025年度

(作成日) 2026年 3月 13日

一般財団法人 日本看護学教育評価機構

## I. 総合評価

( 適合 不適合 保留 )

認定期間：2026年4月1日～2033年3月31日

## II. 総評

神戸女子大学は、「国際都市神戸に立地する大学として、学問的に高い識見を身に付けた心情豊かな女性として自立し、人類社会の発展に貢献しようとする人材を育成する」という理念・目的に基づき、自立心・対話力・創造性を備えた女性を育成することを教育目標としている。看護学部は2015年に開設され、「温かな心を育む教育を基盤として、変化する社会の健康ニーズにコミュニティの観点から柔軟に対応し、だれもが安全・安心・安寧に生活していける社会と人々の健康に積極的に関与していける自立した看護職を育成し、看護学の発展を通して、人類の福祉に貢献する」ことを理念として5つの教育目標を掲げ、大学の理念と整合性のある看護学教育を行っている。

ディプロマ・ポリシーは、修得すべき4つの能力と8つの学力要素として表し、これを踏まえ3つのカリキュラム・ポリシーを設定して教育課程を編成している。看護専門科目は「コミュニティ・ケアシステム」を基盤に、「医療看護」「成育看護」「統合看護」で構成されている。学年配置では、1～2年次に看護実践に必要な知識・技能を学ぶ講義・演習、3年次に看護実践の専門知識・技能の獲得を目指す実習科目、4年次に学習の統合とキャリア継続や職業創造の能力を養う統合科目を配置する編成となっている。

全学年が混成グループで参加し、学生が主体的に企画・運営する「学びのグループゼミⅠ～Ⅳ」は、主体性・自律性・協働性を育む取組みとして高く評価できる。また、クラス担任制に加えて、看護師免許を有する専属の「アドバイザー」が教員との連携のもとで手厚い学生への学修支援を行っており、学修環境・設備の整備も充実している。実習では、1年次～4年次共通の「成長記録」を活用し、自己評価を通じて学びを振り返る体制が整えられている。

教育研究活動では、FD研修の定期実施や地域連携推進センター（大学）、看護実践開発支援室（看護学部）の設置により、教員の資質向上と地域貢献が推進されている。

学修成果の評価については、教学アセスメント・ポリシーにより評価項目や実施時期、評価方法が明記され、教育の質保証に向けた整合性のある運用がなされている。教育課程の点検・改善は全学・学部の教務委員会を中心に、学生による授業評価を活用して教育改善を図る仕組みが整っている。入試選抜はアドミッション・ポリシーに基づいて行われ、オープンキャンパス来場者アンケート等を通じて周知状況の把握にも努めている。

一方で、検討を要する課題も存在している。ディプロマ・ポリシーの4つの能力と8つの学力の要素の関連が十分に説明されておらず、教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー間の整合性も分かりにくい点が課題である。今後は教育目標と各ポリシーの関連性を整理し、分かりやすく示すことが望まれる。学生による授業評価結果の分析や教育改善への反映も、より一層の推進が期待される。

以上のように、神戸女子大学看護学部は大学の理念と教育目標に基づき、学生の主体的な

学びを重視した教育実践を展開している。今後は、各ポリシー間の関連性の明確化と表現の統一、教育評価体制の整備により、看護学教育の質のさらなる向上が期待される。

### Ⅲ. 概評

#### 評価基準 1 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組み

##### 1-1. 看護学学士課程の教育理念・教育目標

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

神戸女子大学は、「民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする有為な女性を育成する」を建学の精神とし、「国際都市神戸に立地する大学として、学問的に高い識見を身に付けた心情豊かな女性として自立し、人類社会の発展に貢献しようとする人材を育成する」ことを理念・目的と定めている。

看護学部は、国際都市であり震災を経験した神戸に立地する大学として、高齢者の介護予防、慢性疾患を抱え生活をしている人々の療養支援など、地域の保健医療課題を踏まえ、地域のニーズを満たし、健康の観点から「人々の暮らしと文化」を支える看護職を育成するためとして設置されている（資料 42）。

看護学部では大学の建学の精神、理念・目的に基づき、教育理念に「温かな心を育む教育を基盤として、変化する社会の健康ニーズにコミュニティの観点から柔軟に対応し、だれもが安全・安心・安寧に生活していける社会と人々の健康に積極的に関与していける自立した看護職を育成し、看護学の発展を通して、人類の福祉に貢献する」を掲げている。この理念のもとに、「人や社会との対話により、看護の表現力を育みます」「人々や学問への真摯な向き合いから、看護の実践力を育みます」「固有の文化を尊重し、すこやかな社会を創造する人を育みます」「病む人に寄り添う、自立した看護の専門職を育みます」「生涯にわたって看護学を探究し続ける力を育みます」の 5 つの教育目標を設定しており、これらは大学の理念・目的との一貫性が認められる（資料 17、43）。

##### 1-2. 看護学学士課程のディプロマ・ポリシー等

評価の観点をおおむね充足しているが、検討を必要とする課題がある。

看護学部のディプロマ・ポリシーには、教育を通して身につけることができる 4 つの能力として「1. 地域の保健医療福祉システムの中で生活している人々に対して看護ケアを自立して行う基礎的能力」「2. 専門職業人として、生涯にわたって職業創造をしていく基礎的能力」「3. 医療専門職としての倫理的実践および道徳的態度」「4. 地域全体の保健医療福祉システムの中で、看護職間や他職種間で連携・協働していく基礎的能力」を定めている。そして、それを実現するため大学の 3 つの観点から 8 つの学力要素である「知識・技能：1. プロフェッショナルリズム、2. 科学的根拠に基づく課題対応能力、3. 人が病むことへの関心と理解」、「思考力・判断力・表現力等の能力：4. 人間性の涵養、5. 看護の表現力、6. 倫理的実践と道徳的態度」、「主体性・多様性・協働性：7. 社会参加、8. 協働・協力」を明示している（資料 17、18-4、追加資料 3）。

しかしながら、4 つの能力と 8 つの学力要素との関連は説明されていない。さらに、5 つ

の教育目標のいずれを反映して4つの能力と8つの学力要素が設定されたのか、その関連についての説明も十分とは言えない。また、カリキュラムツリー（資料25-2）では「知識・技能」「思考力・判断力・表現力の能力」「主体性・多様性・協調性」とともに8つの学力要素がディプロマ・ポリシーとして明記されており、資料（資料17、25-1、25-2、追加資料3）によりディプロマ・ポリシーの説明に統一性がなく不明確であることから、ディプロマ・ポリシーをわかりやすく提示するよう整理・検討が必要である。

当該教育課程を修めることで付与する資格については、看護師、保健師、助産師の国家試験受験資格、および養護教諭一種免許の資格が得られることが大学案内等で示されている（資料17、18-1、44）。

### 1-3. 看護学学士課程のカリキュラム・ポリシーと教育課程の枠組み

評価の観点をおおむね充足しているが、検討を必要とする課題がある。

看護学部では、カリキュラム・ポリシーとして「1. 看護師、保健師、助産師に共通した看護学の基礎の上に、それぞれの活躍する場において健康の観点から『人々の暮らしと文化』を支える看護実践能力を養う課程であること」、「2. 卒業後の看護実践能力の発展や継続的向上および看護師、保健師、助産師としてのキャリアの継続を含めた生涯教育を視野に入れた教育課程であること」、「3. 看護学の基礎の上に健康教育、健康管理などの分野で活躍できることを視野に入れた養護教育課程であること」の3つを示している。しかし、これらのカリキュラム・ポリシーが、看護学部の4つのディプロマ・ポリシーのいずれを反映しているのかは必ずしも明確ではなく、今後はより適切に関連性・整合性を明示するよう検討が必要である（資料17、25-2、追加資料7）。また、この3ポリシーが編成された教育課程にどのようにつながっているかについても読み取るのが難しく、わかりやすい説明が必要である。

教育課程は、カリキュラムツリー図や履修の手引き等により全学共通教養科目と専門科目の編成と関連性、教育課程の体系と1～4年次までの科目の学年配置が示されている（資料17、25-2）。

### 1-4. 意思決定組織への参画

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

神戸女子大学の大学運営に関する方針（資料52）に、「法令および学則をはじめとする諸規程に則り、学長、副学長、学部長、研究科長他の大学運営に必要な職を置く」と明記されており、看護学部長は部局長等会議（資料53）、内部質保証委員会（資料7-1）等の構成員として参画し議題を提出できる体制が整備されている。

看護学部長の選考においては、「神戸女子大学学部長候補者及び研究科長候補者選考規程」（資料5-1）により選考基準が定められている。この規程では「学長が必要と認めた場合には、各学部教授会及び各研究科委員会（以下「教授会等」）の意見を参考とするため教授会等に対し、学部長等候補者に関する意向投票を依頼することができる」ことが明記されており、学部教員の意向が反映される仕組みが備えられている。

## 評価基準 2 教育課程における教育・学修活動

### 2-1. 教育内容と目標・評価方法

評価の観点をおおむね充足しているが、一部に検討が望まれる事項がある。

シラバス作成要領・ガイドラインに基づき毎年点検・更新が行われ、「シラバス作成マニュアル」に従った第三者チェック（看護学部教務委員長、教務課職員による評価）を経て学生に開示されている（資料 26-1～26-3）。しかしながら、シラバスに評価者が明記されていない点や、ディプロマ・ポリシーとの関連が示されていない科目がある点については、より明確に提示することが望まれる。

大学としての成績評定基準は、神戸女子大学履修規程第 8 条（資料 17）に定められており、科目の到達レベルや評価方法はシラバスに記載されている（資料 26-1）。各科目の成績は大学のポータルシステム (UNIVERSAL PASSPORT) により開示され、試験後や授業内の解説、ワークシートやレポートへのコメント記載、LMS (Learning Management System) の活用など多様な方法でフィードバックがなされている。学生は成績に関する疑義があれば、成績発表後 1 週間以内に教務課を通して「成績評価照会票」により申し出ることができる仕組みがある（資料 17、67）。

### 2-2. 教員組織と教員の能力の確保

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

教員組織はコミュニティ・ケアシステム領域（5 教授）、医療看護領域（3 教授）、成育看護領域（2 教授）の 3 領域から構成され、教員数は 40 名（うち看護師免許を有する専任教員数は 39 名）である。各専門領域に教授、准教授あるいは講師、助教、助手が配置されており、適正な配置がなされている（基礎データ 2、3）。学生定員数は 1 学年 90 名であり、看護師免許を有する専任教員一人あたりの平均学生数は 9.67 名であり（基礎データ 6）、教育・研究・社会貢献を行うのに必要な教員が一定数確保されている。

専任教員の採用・昇任の基本方針・基準については明確に示されており（資料 6、3-1～3-2、4、71）、新任教員へのサポート体制（資料 72～74）、教員間のピアサポート体制（資料 75）が整えられている。

教員の研究への支援として、大学としての科研費申請個別相談会および科研費採択支援研修会（資料 78、79）、看護学部における FD（基礎データ 11、12）が行われ、科研費の申請・採択数等から活発な状況が伺われる（基礎データ 9）。実践活動支援としては、週 1 回の研修日（資料 76）に加えて、看護実践開発支援室委員会による実態調査・環境や業務の調整が行われている。地域社会への貢献では、大学が展開している「地域連携」「女性活躍推進講座」「高大連携・交流事業」の 3 つの事業の一角を担い、「神女みんなの保健室（キャンパス内開催）」「高齢者健康相談（福祉センター開催）」「子育てコラボサロンどーなつ（他学科との共同開催）」（資料 83、84）など、多様な活動が実施されている。

### 2-3. 教育方法：学生が主体的に学ぶための種々の工夫

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

到達目標を達成するため、授業内容に沿って講義、グループワークによる問題解決型学習、ゼミ形式、ロールプレイング、事例提示、技術演習、臨地実習など多様な方法が用いられて

いる（資料 27-2）。2022 年度からは講義・演習時間を 1 回 105 分とし、アクティブ・ラーニングによる積極的な課題解決型学習が推進されている。105 分授業については、令和 6 年度（2024 年度）学生生活調査で「帰宅が遅くなる」「授業時間が長すぎる」などの課題が指摘された（資料 114）。

統合看護科目の「学びのグループゼミ」では 1～4 年生でグループを構成し、互いの実習での学びをディスカッションするという授業方法がとられている（資料 90）。同級生との横の繋がりだけでなく、上級生・下級生との縦の繋がりの中で看護の学びを共有し深める機会となっている。さらに、教員はアドバイザーの役割に徹し、学生が授業の企画・運営を主体的に行えるよう見守ることで学生の自律性や協調性を育むといった工夫がなされている。学生もそれを自覚しており、優れた取組みと評価できる（資料 27-2、46）。

シラバスにはディプロマ・ポリシーに基づく到達目標および当該科目に関連する大学全体の教育目標を学生が理解し受講できるよう明示されており、学修の到達状況はクラウド型教育支援サービスに付帯するポートフォリオ機能に小テストやレポート、教員コメントを蓄積することで継続的に自己評価できる仕組みがある（資料 92）。

また、ディプロマ・ポリシーに基づく独自の「教育評価アンケート」が毎年実施され、結果をもとに担任教員との面接で振り返りを行い、学修目標の設定に活用している。実習では 1～4 年次共通の「成長記録」を用いて自己評価できる体制が整えられており、主体的学修を促す取組みである（資料 93、94）。

一方で、特定の科目の理解の難しさや予習復習の時間が足りないといった学生意見（実地調査）があり、大学もその現状を把握して改善の取組みはなされているが、さらなる対策が望まれる。

教育方法と学生数に対応した講義室や実習室、情報処理室等が整備されており（資料 97、98、99）、実習用モデルについては、4～5 人に 1 体を使用して演習ができるよう学習環境が整えられている（資料 100）。実習室は「実験・実習室使用マニュアル」（資料 14-2）に基づき運用されており、「学生用実験・実習室使用マニュアル」（資料 107）には、演習時および授業時間外に学生が実習室を使用する際の医療安全管理対策を含めたルールが明記され、自主学習する際は教員もしくは看護師資格を有する職員が対応し安全に実施できる体制がある。

図書館は必要な文献・資料が揃い検索システムも整備され、ライブラリー・コモンズやコモンスペースではグループ学習や情報交換の場として活用できる環境が整えられている（資料 18-5、109、111、112、113）。

## 2-4. 臨地実習

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

臨地実習は 4 年間の教育課程の編成にそって 3 段階で構成され（資料 29-1）、各実習の履修前に関連する講義・演習科目を配置している。さらに、講義・演習・実習での学びを繋ぐ「学びのグループゼミ I～IV」を各学年に配置して、講義・演習・実習の内容の関連性を振り返りながら、繰り返し学べる体制を整えている（資料 17、25-2）。

実習については、看護学部の「臨地実習調整委員会」が中心となり、実習配置や実習予算管理、実習にかかる感染対策や安全管理、および実習指導に関わる実習施設との連携や協働

体制構築を目的とした臨地実習指導者研修会の計画・実施などの運営・調整を担う体制を整えている（資料 12-3）。

臨地実習では、原則として学生を小人数グループに分け、各グループに 1 名の実習指導教員が配置されている（資料 30-2）。各科目の責任教員（教授または准教授）と同分野の複数の専任教員が協力して実習指導にあっている。看護師免許を有する契約職員が実習指導にあたる場合（資料 118、119）や、実習指導経験の少ない助教・助手が実習指導に当たる場合は、各看護専門分野の上位教員が指導、相談に応じられる体制が整えられている。

教員の实習指導能力の向上を目的として、看護学部 FD 委員会において臨地実習指導をテーマにした研修会が開催されている（基礎データ 11、資料 121）。

臨床教員は客員教授制度の任用基準に基づき採用され（資料 10-1、10-2）、大学教員と臨地実習指導者の役割分担は「大学教員と臨地実習指導者の連携体制と役割」（資料 11）に明記され施設と共有されている。

臨地実習における感染対策（資料 126～128、29-1、34-3～34-4）、実習時に発生する傷害・損害への予防・対策（資料 29-1、32-1）、個人情報の保護（資料 29-1、128～130）、実習におけるハラスメント予防の取組みと発生時の対応（資料 18-5、36-5、131）については、それぞれ実習ガイダンス資料等が作成され対策が明示されている。

## 2-5. 教育課程展開に必要な経費

評価の観点から充足しており、適切な水準にあると認められる。

教学に必要な予算編成は、行吉学園常任理事会で承認された次期予算の基本方針（資料 132）、神戸女子大学・神戸女子短期大学予算委員会規程（資料 133）により予算案が決定される。

予算編成は、次年度予算執行及び決定プロセス（資料 134）に基づいて、看護学部教務委員会、臨地実習調整委員会、FD・看護セミナー委員会、図書ワーキング等で予算案が作成され、各委員会委員長及び各ワーキング長、学部長及び学科主任を構成員とする予算ワーキング拡大会議（資料 136）で検討し、看護学科会議の承認後に法人事務局へ提出される。その後、財務部からのヒアリングを受け、学部長あるいは学科主任と予算ワーキング長が資料をもとに説明し、次年度の必要予算の承認を受ける流れとなる。執行状況は Web 財務システムを学部長、学科主任、予算ワーキング長が適宜確認することで適正な予算執行ができる体制が整えられている（資料 137、138）。

個々の教員に必要な教育・研究予算は、行吉学園個人研究費規程（資料 139）や行吉学園研究旅費規程（資料 140）に基づき確保されている。2024 年度から講師以上の研究費が半減されたが、半減分を限度額として行吉学園教育・研究助成費に申請し採択されれば増額される臨時措置がとられている（基礎データ 8、資料 141）。

## 評価基準 3 教育課程の評価と改革

### 3-1. 科目評価・教育課程評価と改善

評価の観点をおおむね充足しているが、一部に検討が望まれる事項がある。

教育課程が教育目標やディプロマ・ポリシーに基づいて計画・実施・評価されているかに

については、全学教務委員会が中心となって点検を行っており、看護学部もその運営に参画している。教育課程の評価は看護学部教務委員会が中心となって実施され、点検・修正の結果は看護学科会議で共有されるほか、教員向け研修会の開催などによる改善の仕組みも整備されている（資料 12-3、26-2、143、144）。

看護学教育モデル・コア・カリキュラム（令和 6 年度改訂版）の 2026 年度からの適用に向け、2024 年度にカリキュラムワーキングを設置し、見直しを進めている。

学生による評価としては、教育への満足度評価（資料 8、146-1）、教育目標への到達度調査（資料 148、149）、教育評価アンケート（資料 151、152）を行っている。教育への満足度評価の結果は、科目担当教員に大学のシステムを通じて配信されるとともに、各学部教授会で報告されている。教育課程の改善については、学生による評価をもとにディプロマ・ポリシーの中の達成度が低い項目について、実際に授業改善を実施し、再評価を行っている（資料 58、153-1、153-2）。

しかし、学生からの回答率が低い調査もあり、調査の意義を説明するだけでなく、回答しやすい仕組みを工夫し、学生からの意見を反映させて回収率を高める工夫が望まれる。また、教員からの教育課程評価データの収集についても取り組むことが望ましい。

### 3-2. 卒業状況からの評価と改善

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

年度毎の卒業生数、休学者数、退学者数については、神戸女子大学学生課および教務課によって、情報が集約されている。休学や退学の学籍異動については、看護学部学生支援委員会で異動の状況を集約し分析を行っており、進級率、卒業率ともに高い水準を維持している（資料 159、基礎データ 12、13）。

健康管理・学生相談体制、進路の再考については、「学生生活の手引き」や神戸女子大学転学部転学科に関する規程に記載されており（資料 17、160）、学生オリエンテーションでも周知されている。さらに、学修支援の対策として教員側の対応を取り上げ、近年の若者の心理や学生の特徴などをテーマとした学生支援に関する FD 研修会を行っている（資料 172）。

講師以上の教員が 20 人程度の学生を継続して担当するクラス担任制がとられている。クラス担任は、健康面、生活面、学修面について担当学生と学期毎に個別面談を行い、学生の個別性を重視した支援を行っている。また、学業不振が見られる学生には看護学部看護学研究科実習指導・国家試験等支援対策室専属の看護師免許を有する「アドバイザー」が、教員との連携のもとで学修の支援を強化し（資料 168～170）、手厚い学生支援がされているのは、優れた取り組みである。

卒業時到達レベルの評価は、神戸女子大学・神戸女子短期大学 教務委員会規程、卒業判定に関する事項に基づき（資料 12-1）全学教務委員会において確認し、さらに看護学部教授会で審議し、最終的に学長が卒業認定を行っている。

国家試験受験資格を得た学生が看護師・保健師・助産師の国家試験を受験しており、看護師国家試験の合格率は過去 5 年間全国平均以上となっている（基礎データ 14）。免許未取得の卒業生に対しては、4 年生時の課題探究科目の担当教員が主となり、次年度に予定されている対策講座や模試などを受けられるよう支援を行っている（資料 176）。

過去 5 年間の卒業時の進路においては、卒業直後の就職率が 96%以上、そのうち看護職と

しての就職率は98%以上であり(基礎データ 15、16、資料 178)、教育理念と一致している。

### 3-3. 雇用者・卒業生からの評価と改善

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

卒業生の教育プログラムに対する評価は、2022 年度実施の「卒業生と学科主任による本学の教育に関する対談」(資料 9)、2023 年度実施の卒業生を交えて行った看護学部 FD 研修会(資料 179、180)、2023 年度に開始した卒業生対象のアンケート調査(資料 181、182)を通して行っている。調査結果は、看護学部教務委員会・学生支援委員会ならびにカリキュラム・ワーキング・グループ等で課題検討に役立っている。

卒業生の雇用先からの評価は、2024 年度の実施であるが、結果を看護学部学生支援委員会で分析し、看護学科会議において教員で共有し、教育課程や学生支援について改善すべき点について検討している(資料 183)。この評価は、今後も実施する仕組みができていく(資料 185、186)。

## 評価基準 4 入学者選抜

### 4-1. 看護学学士課程のアドミッション・ポリシー

評価の観点をおおむね充足しているが、検討を必要とする課題がある。

大学全体の教育目標に基づく共通の【知識・技能】【思考力・判断力・表現力等の能力】【主体性・多様性・協働性】の3つの観点が示されている。看護学部では4つのアドミッション・ポリシーとともに、3つの観点に基づく6つの要素を示している。この3つの観点はディプロマ・ポリシーでも共有して活用され、8つの学力要素として示されている(資料 17、188、追加資料 47)が、ディプロマ・ポリシーの内容が資料により説明が異なっていることから、アドミッション・ポリシーとの一貫性においても不明確さが認められる。そのため、アドミッション・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関連性や整合性をより明確に示すよう検討が必要である。

アドミッション・ポリシーは、大学ホームページ(資料 189)やオープンキャンパスで紹介(資料 190)されており、高校生や保護者、高校教諭等へ周知されている。

### 4-2. 看護学学士課程の入学試験とその改善

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

神戸女子大学看護学部の入学者選抜試験は、4種類の選抜区分(総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、特別選抜)があり、各選抜試験はアドミッション・ポリシーを反映した方法で実施している(資料 19)。入学者が、大学が求める能力・態度を有しているかに関する検証と、その結果を入学試験の改善につなげる取組みは、将来構想委員会における選抜方法と入学後の GPA の推移の分析(資料 199)、ならびに入学後にクラス担任が面接する際のアドミッション・ポリシーを反映した面接ガイドライン(資料 95)を作成するなど、現在入学試験の改善に取り組んでいる。

入学者選抜試験に関して検討事項が生じた場合は、学校法人吉学園入試・広報計画委員会ワーキンググループにおいて、入試に関する改善策等を検討する体制がつくられており

(資料 198)、公正さが担保できるよう組織的に取り組んでいる。

#### IV. 提言

##### 「長所・特色」

1. 学生が主体的に学ぶための工夫として、アクティブ・ラーニングによる積極的な課題解決型学習が推進されている。統合看護科目である「学びのグループゼミ」では、1年生から4年生でグループを構成し、学生が主体的に企画・運営し、互いの実習での学びなどをディスカッションする授業が行われている。この授業は、学生にも主体性・自律性・協調性を育む取組みとして自覚されており、高く評価できる。
2. クラス担任制に加えて、学業不振が見られる学生には看護学部看護学研究科実習指導・国家試験等支援対策室専属の看護師免許を有する「アドバイザー」が、教員との連携のもとで学修の支援を強化し、手厚い学生支援が行われており、高く評価できる。

##### 「検討課題」

1. ディプロマ・ポリシーとして、4つの能力と8つの学力要素を示しているが、それらの関連は説明されていない。さらに、5つの教育目標のいずれを反映して4つの能力と8つの学力要素が設定されたのか、その関連についての説明も十分とは言えない。また、カリキュラムツリーでは4つの能力の明示はなく、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力の能力」「主体性・多様性・協調性」とともに8つの学力要素がディプロマ・ポリシーとして明記されており、資料によりディプロマ・ポリシーの説明に統一性がなく不明確であることから、ディプロマ・ポリシーが何を指すのかわかりやすく明示するよう整理・検討する必要がある。
2. ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連について、整合性が十分ではないことに加え、カリキュラム・ポリシーが教育課程をどのように導いているかについても読み取りが難しく、複雑で理解しにくい。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連性を整理し、分かりやすく示して周知する工夫が求められる。
3. ディプロマ・ポリシーの説明が資料により異なっていることから、アドミッション・ポリシーとの一貫性においても不明確さが指摘される。学内外への説明が十分ではない課題を踏まえ、ディプロマ・ポリシーとアドミッション・ポリシーの関連性を整理し、分かりやすく示して周知する工夫が求められる。

##### 「改善勧告」

なし

以上